

記者発表資料	
令和4年4月22日	
担当課 (担当)	学校教育課 (安本)
電話	30-8410(内線 7820)

鳥取県内初！「体験的学習活動等休業日」の導入について

コロナ禍で大きく制限を受けた学校教育における体験活動、社会教育における体験活動、家庭や地域での触れ合いの機会を今後取り戻していくため、令和4年度から市立小・中・義務教育学校及び市立幼稚園に体験的学習活動等休業日を導入します。これは県内初の取り組みになります。

1 体験的学習活動とは

自分自身が実際に経験し、学ぶ活動のこと。

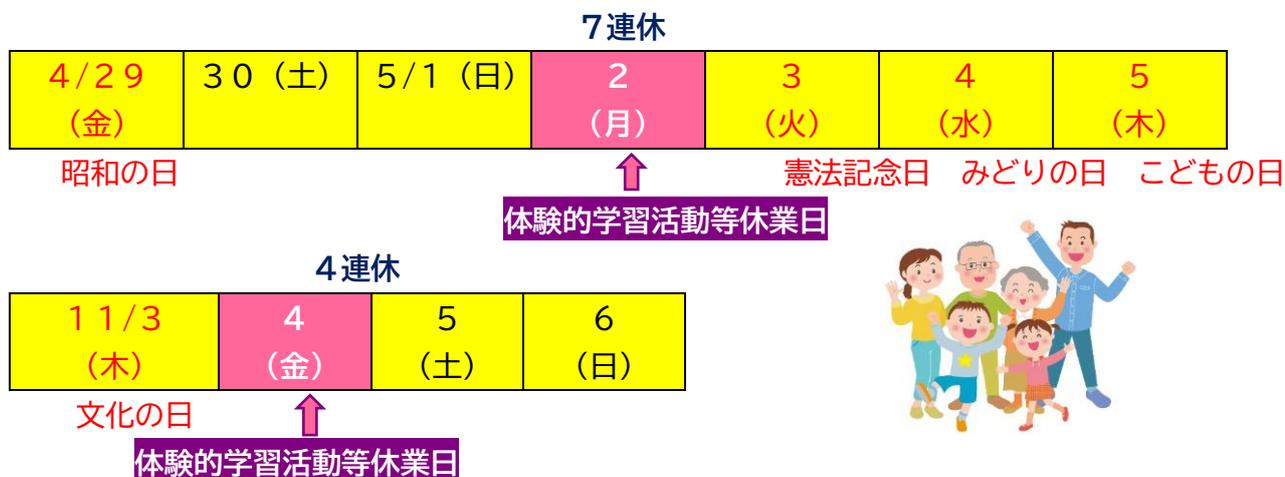
(例)

- ①生活・文化体験活動（遊び、お手伝い、スポーツ、地域行事）
- ②自然体験活動（登山、キャンプ、星空観察、動植物観察）
- ③社会体験活動（ボランティア活動、職場体験活動など）

2 体験的学習活動等休業日

毎年4月末からの連休のはざまの平日と、11月の文化の日前後の平日とし、まとまった休みとなるようにします。

<令和4年度のイメージ>



3 期待される効果

- ・子どもたちが家庭や地域で多様な体験活動等を行う機会が増え、子どもたちの心身の健全な発達を促進します。
- ・子どもの休みに合わせ、社会全体で年休取得の促進につながります。
- ・地域、様々な社会教育団体、企業等が体験的活動につながるイベント等を組みやすくなります。
- ・家庭や地域で子どもたちとふれあう機会が増え、社会全体で子どもたちを育てていく機運が醸成されます。

放課後児童クラブ、鳥取市立の幼稚園の預かり保育は通常どおり開所し、仕事を休めない保護者の方をサポートします。

